

農村地域防災減災事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 45,056百万円（前年度 38,086百万円）

＜対策のポイント＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

＜政策目標＞

- 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化
- 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、国土強靱化対策として実施する場合、受益面積要件を撤廃する措置の期限を令和12年度まで延長
- ・ 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助の期間を令和12年度まで延長
- ・ 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策事業）において、耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施

＜事業の流れ＞

1/2、定額等

都道府県

国

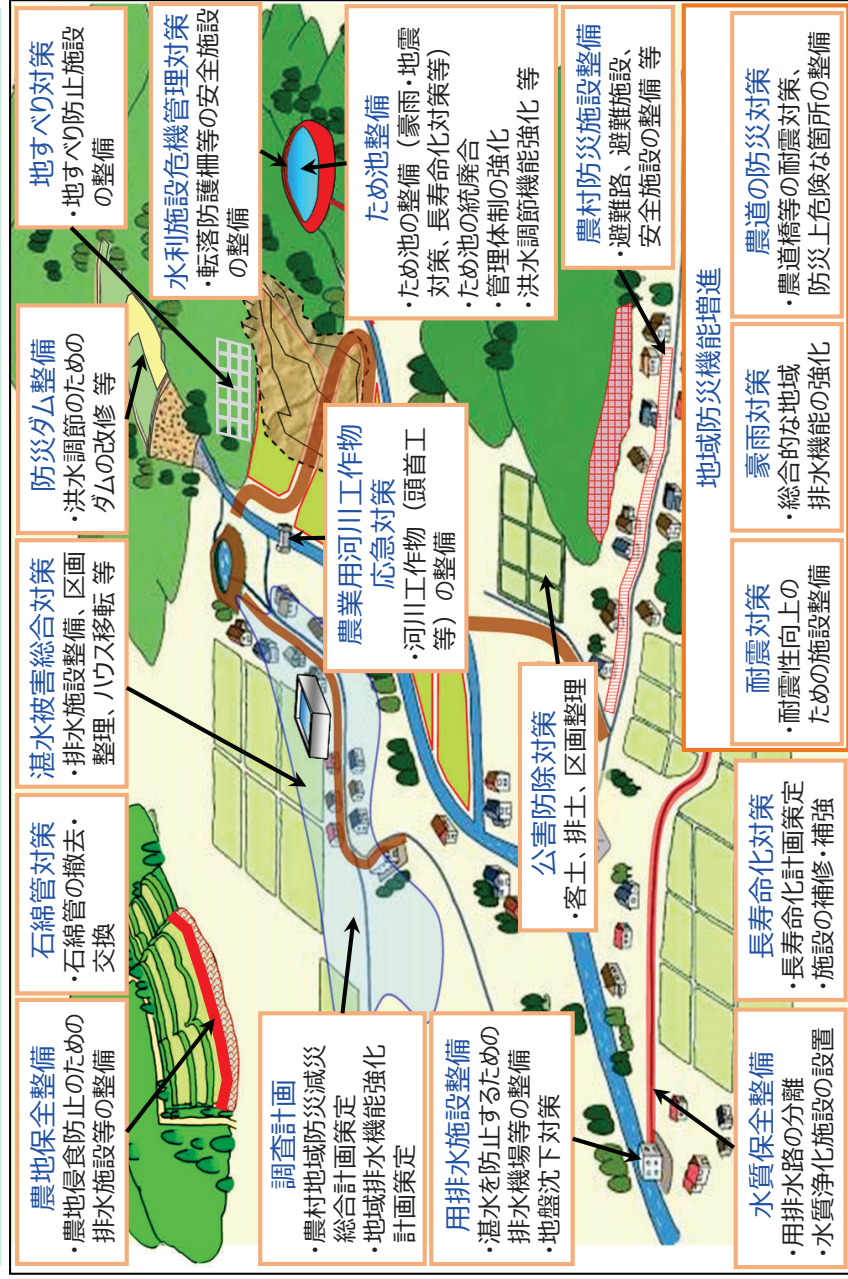
1/2、定額等

都道府県

市町村等

※ 下線部は拡充内容

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策強化

～農村地域防災減災事業の拡充～

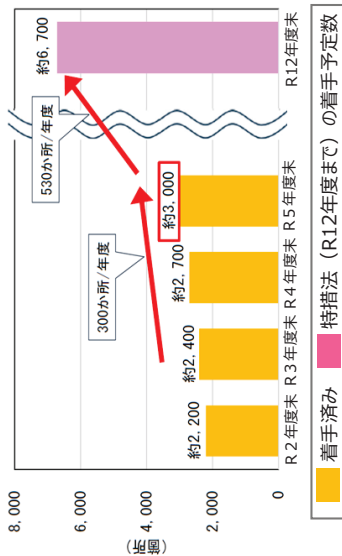
- 頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策を強化すべく、実施計画策定等や耐震対策と一体不可分の範囲の補修又は更新等を機動的に実施。

ため池整備事業、 防災重点農業用ため池緊急整備事業

現状・課題

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要がある。

＜防災工事の進捗状況（令和6年3月末時点）＞



今後の対応

- ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、受益面積要件を撤廃する措置の期限（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。（通常2haのところ、第1次国土強靱化実施中期計画の目標達成に資するものは、受益面積要件を設けない。）

実施計画策定等

現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画において、「洪水被害等のおそれあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地滑り対策等）を講ずる優先度が高い農地等（約50万ha（令和6年度末時点））における対策完了率」を令和12年度までに50%とすることを目標に設定。

- 地方公共団体等による農村地域の排水対策など、防災・減災対策を引き続き推進する必要がある。

今後の対応

- 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助[※]の期間（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。
※ 通常定率50%

地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）

現状・課題

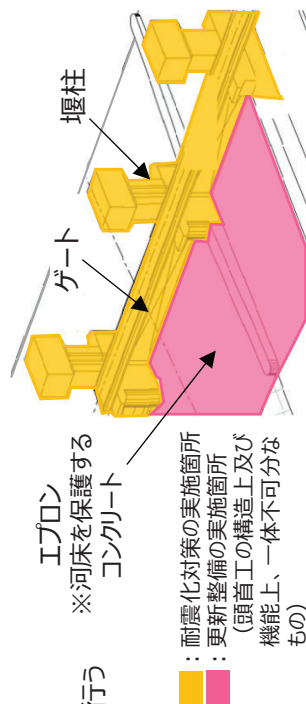
- 今後30年以内に80%程度の確率で発生が予想されている南海トラフ大規模地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在するなど、大規模地震の発生に備えた対策を推進する必要がある。
- 耐震対策の対象部分と一体不可分の箇所が老朽化している場合、老朽化している箇所の機能回復も適切に行わなければ、耐震対策の効果が損なわれるおそれがある。

今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）において、耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分の範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分の範囲の更新整備を実施。



実施要件

- 以下の全ての要件に該当する場合、土地改良施設耐震対策において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。
- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
 - (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分の範囲で老朽化による機能低下がみられること
 - (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
 - (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること

防災重点農業用ため池緊急整備事業〈公共〉

令和8年度予算概算要求額 45,056百万円（前年度 38,086百万円）の内数

＜対策のポイント＞

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

＜政策目標＞

防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕

＜事業の内容＞

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：1/2等）

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等（総事業費4千万円以上）
（小規模事業における受益面積要件の緩和措置を令和12年度まで延長）

- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については補助率55%で支援

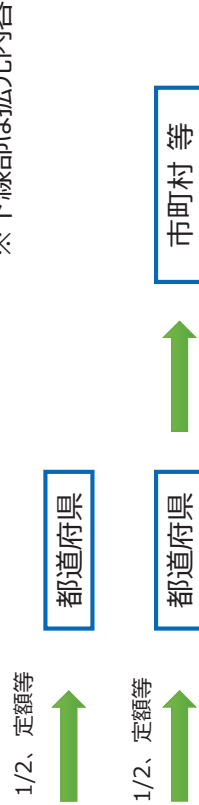
〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①と併せ行う堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



堤体の補強及び法面保護による浸食防止



ため池の洪水吐きの改修（洪水流下能力の増加）



堤体からの漏水量計測



ボーリングによる土質調査



洪水吐きの構造を調査

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）